

ドメスティック・バイオレンス（DV） ストーカー行為等の被害者のために 住民票・戸籍の附票の請求を制限します。

札幌市

DV、ストーカー行為等の被害者を保護するための支援措置として、加害者からの所在確認を目的とした、住民票、戸籍の附票の交付請求を制限できます。

この支援措置の申出ができるのは、DV、ストーカー行為等の被害者で、警察等から支援が必要と認められた方です。

支援措置の内容

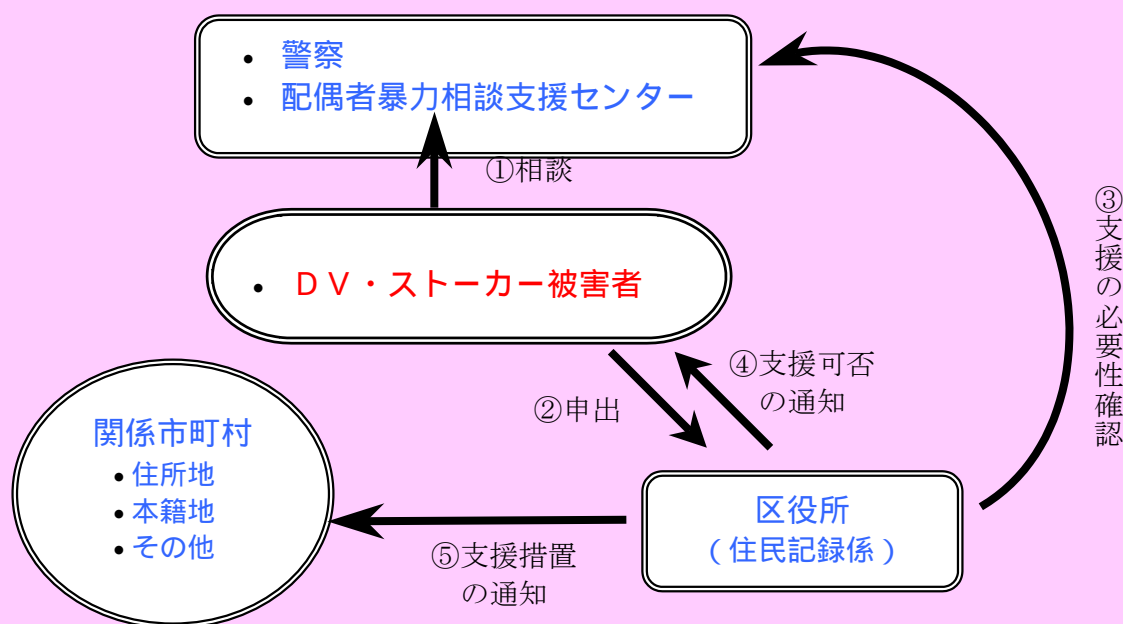
加害者からの住所確認を目的とした次の請求を制限します。

- 住民票の写しの交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

支援が実施されると・・・

- 加害者からの交付請求を制限します。
- 第三者からの請求は、**厳密な審査**を行います。
- 代理人、使者、郵送の請求は受け付けません。
- 被害者本人が住民票等の交付を受ける場合は、限定された書類を持参していただきます。

手続きの流れ



【お問い合わせ先】 各区役所戸籍住民課

申 出 の 手 続 き

【対象者】

相談機関に相談をして支援の必要性が認められる次の方

- DV 被 害 者・・・配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けた方や暴力を受けて離婚した方で、更なる暴力により生命・身体に危害を受けるおそれのある方
- ストーカー被害者・・・つきまとい等をされて身体の安全・平穏・名誉が害された方や行動の自由が著しく害される不安を持つ方で、更に繰り返すつきまとい行為をされるおそれのある方

*上記の被害者と併せて支援を求める方（同一住所の方に限る）

【申請窓口】

- 住民登録のある区役所戸籍住民課
- 本籍のある区役所戸籍住民課

受付時間：平日 8:45～17:15

【手続きに必要なもの】

- 支援措置申出書
- 下記の確認書類
- 保護命令のある方はその証明書

申請者	確認書類
対象者本人	・お名前を確認できるもの
法定代理人	・被害者との関係がわかるもの ・代理人のお名前を確認できるもの
任意代理人	・委任状 ・代理人のお名前を確認できるもの

* 申し出後、相談機関に支援の必要性を確認します。

* 支援の必要性が認められると、他市町村で交付する現住所が記載された証明の請求も制限されます。

【支援期間】 1年間

* 延長可能・・・支援終了1ヶ月前から、初めに申し出た区役所で再度受け付けます。

【注意】

- 住所の変更があった場合は、改めて申し出が必要です。

相談機関

警察（DV・ストーカー被害者相談）

中央警察署生活安全課	011-242-0110
東警察署生活安全課	011-704-0110
西警察署生活安全課	011-666-0110
南警察署生活安全課	011-552-0110
北警察署生活安全課	011-727-0110
白石警察署生活安全課	011-814-0110
豊平警察署生活安全課	011-813-0110
厚別警察署生活安全課	011-896-0110
手稲警察署生活安全課	011-686-0110

配偶者暴力相談支援センター（DV被害者相談）

道立女性相談援助センター	011-666-9955
道庁男女平等参画推進室	011-221-6780
各支庁環境生活課	
札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234
札幌市男女共同参画推進室	011-211-3333